

## インボイス制度における研究室等での留意点

1. 取引の際には、なるべく「適格請求書発行事業者」をお選びください。  
ただし、大学の特性上、「個人事業者」「免税事業者」に発注せざるえない業務も多々ありますので、それらを妨げることはございません。  
※これまで掛取引をしてきた取引先は概ね「適格請求書発行事業者」に該当します。
2. 「(適格請求書発行事業者に登録していない) 個人事業者」「免税事業者」に発注する場合は、下記の「区分記載請求書」の要件を満たした請求書・領収書の発行を依頼願います。  
※「区分記載請求書」の要件を満たしていれば「経過措置」を受けることが出来、一部仕入税額控除が可能となります。
  - ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
  - ② 取引年月日
  - ③ 取引内容（軽減対象税率の対象品目である旨）
  - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
  - ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
3. 「適格請求書発行事業者」から請求書を受領しましたら、「適格請求書（インボイス）」の要件を満たしているかご確認願います。
  - ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
  - ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
  - ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減税率対象である場合はその旨）
  - ④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した金額及び適用税率
  - ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
  - ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
4. 立替払い、コーポレートカード払いの際の注意点
  - ・クレジット売上票やメールの写し、画面のハードコピー等のみではインボイスにならないため、必ずレシート・領収書を提出願います。
  - ・Amazon 等の多くの web サイトでは、インボイス要件を満たした領収書等をダウンロード出来ますので、それを印刷して提出願います。
5. 「適格請求書発行事業者」以外の事業者に対して、適格請求書発行事業者の登録や消費税相当額の値引きを強要することは独禁法や下請法に抵触する恐れがありますのでお止めください。  
ただし、通常の価格交渉を妨げるものではありません。